

# 相模原市民生委員児童委員協議会会則

## (名称及び組織)

第1条 本会は相模原市民生委員児童委員協議会と称し、本市民生委員・児童委員をもって組織する。

## (事務所)

第2条 本会は事務所を相模原市社会福祉協議会内に置く。

## (目的)

第3条 本会は会員の資質向上及び相互の連絡提携並びに親睦を図り、もって民生委員児童委員活動の推進を期することを目的とする。

## (事業)

第4条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 民生委員・児童委員の職務についての調査、研究
- (2) 地域社会における社会福祉事業推進の研究
- (3) 各種研修会、講習会並びに大会の開催又は参加
- (4) 会員の互助、親睦及び連絡
- (5) 関係機関団体組織との連携と協力
- (6) その他目的達成に必要な事業

## (役員)

第5条 本会に理事44名の役員を置く。

- 2 理事のうち、22名を常任理事とし、常任理事である会長及び3名以内の副会長を置く。
- 3 会計及び監事を理事の中から各2名置く。

## (役員を選任)

第6条 理事は、各地区民生委員児童委員協議会会長及び副会長各1名とし、このうち、常任理事には各地区民生委員児童委員協議会会長があたる。

- 2 会長、副会長、会計、監事は、理事会において選任する。

## (職務)

第7条 会長はこの会を代表し、会務を統括する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代理する。
- 3 常任理事は会務の執行に当る。
- 4 理事は本会の事業計画審議に当る。
- 5 会計は本会の会計に当る。
- 6 監事は会計及び会務の監査に当る。

## (任期及び補充)

第8条 役員任期は民生委員・児童委員の任期間(3年)とする。

- 2 補充役員任期は前任者の残任期間とする。

## (顧問)

第9条 本会に顧問を置くことができる。

2 顧問は本会のために貢献されたものに対し、理事会の承認を得て会長が委嘱する。

(会議)

第10条 本会の会議は総会、常任理事会、理事会及び役員会とする。

第11条 総会、常任理事会及び理事会は過半数の出席によって成立し、会議の議決は出席者の過半数をもって定める。可否同数の場合は議長の決するところとする。

第12条 総会は、年1回とする。ただし、臨時総会を開催することができる。

2 総会の議長は総会において選出する。

3 常任理事会、理事会及び役員会は必要に応じて開催することができる。

4 常任理事会、理事会及び役員会の議長には会長があたる。

5 役員会は、会長、副会長、会計をもって開催する。

(総会の議決事項)

第13条 次にあげる事項は総会の承認を得なければならない。

1 会則の改廃

2 予算・決算

3 その他重要事項

(専門委員会)

第14条 本会は専門的事項を研究協議するため、問題別研究委員会を置く。

2 委員会の運営については、別に規程を定める。

(会計)

第15条 本会の経費は会費、寄附金およびその他の収入をもってこれに充てる。

第16条 会員の会費は年額8,800円とする。

第17条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(その他)

第18条 この会則に定めのないものについては、常任理事会において協議する。

附 則

この会則は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成2年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成18年3月20日から施行する。

附 則

この会則は、平成19年3月11日から施行する。

附 則

この会則は、平成22年4月1日から施行する。